

麻薬小売業者免許の申請及び旧免許証の返納の手続きについて

I 麻薬小売業者免許の申請について

1 受付期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

平日 7 時 30 分から 16 時 30 分まで

※手数料のお支払いがありますので、16 時 30 分までに窓口へお越しください。

2 提出書類及び注意事項

(1)提出書類（A4 判で作成）

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
免許申請書 〔 手数料 4,600 円(現金) 〕		1	(1) 薬局開設許可年月日には、薬局の有効期間の始期を記載 (2)申請者の欠格条項に当該事実がないときは「なし」と記載 (法人の場合は「全員なし」と記載)
添 付 書 類	1 店舗の平面図	1	★前回申請時と同じ場合は、省略可能 ※前回申請時から変更した場合に添付 (薬局の平面図に麻薬保管庫の位置を明記)
	2 麻薬保管庫の 立体図	1	★前回申請時と同じ場合は、省略可能 ※前回申請時から変更した場合に添付 寸法、鍵の状態、材質、固定方法(重量金庫の場合は重量) を明記 麻薬保管庫は引き出し、ロッカーは不可。麻薬専用であること。 ・鍵は2ヶ所以上でかかること(ダイヤルと鍵でも可)。 ・スチール以上の強度のある材質であること(木製は不可)。 ・保管庫の内側から固定してあるか、移動不可能な重量であること。
	3 申請者が法人の 場合、麻薬関係業 務を行う役員を明 示した組織図又は 業務分掌表	1	役員全員の氏名と業務分担を記入し、 <u>麻薬関係業務を行う 役員を明示</u> すること。
	4 <u>申請者の診断書</u> (申請者が法人の場 合は、麻薬関係業 務を行う役員全員)	1	(1) 医師の診断書:「精神の機能の障害により欠格事由に該当 する者ではない」「麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者ではな い」旨(診断日を含めて1か月以内のもの) <u>(2) 疎明書で代用することは出来ません。</u>
任 意	5 新免許証送付用 封筒	1	新免許証の交付を郵送で希望される場合は、申請時に、宛先 を記載した返信用封筒(A4 サイズ 簡易書留代金を含む 530 円分の切手を貼付)、または、レターパックプラス(600 円)を提 出して下さい。

添付書類を省略するときの注意事項

○店舗の平面図と麻薬保管庫の立体図を省略する場合

前回申請時から変更がなければ、省略できます。申請書の備考欄に『構造設備変更なし』と記載してください。

○千代田区内に同一法人(又は個人)が開設する薬局が複数あり、同一時期に複数の薬局で麻薬小売業者免許申請をする場合

一方に診断書の原本を添付すれば、他方は省略できます。

省略した申請書の備考欄に『診断書の原本は、○月○日に提出した下記店舗の申請書に添付』と記載し、原本を提出した店舗の名称・所在地を記載してください。

(2)注意事項

業務の廃止、業務所の移転、その他変更等があるときは、必ず、あらかじめ千代田保健所医務薬事係までご連絡ください。

Ⅱ 旧免許証の返納について

旧免許証は、期間満了後 15 日以内に返納しなければなりません。免許証裏面の返納届に記入のうえ、令和 8 年 1 月 15 日(木)までに窓口を持参するか、または、Ⅲ 問い合わせ先まで郵送して下さい。

Ⅲ 申請書の手続き(提出)窓口・問い合わせ先

〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-6-17 千代田会館 8 階

千代田保健所 生活衛生課 医務薬事係 TEL 03(5211)8167

免 番	許 号	
--------	--------	--

麻薬小売業者免許申請書

麻薬業務所	所在地	〒 東京都						
	名 称	TEL ()						
許可又は免許の番号		第	号	許可又は免許年月日	平成 令和	年	月	日
申 請 者 (法 人 に あ つ て は そ の 業 務 を 行 う 役 員 を 含 む 。) の 欠 格 条 項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取消されたこと。							
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。							
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。							
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。							
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。							
備 考								
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。								
年 月 日								
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)								
氏 名 (法人にあつては、名称)								
千代田区千代田保健所長 殿								

< 記載例 >

麻薬小売業者免許申請書

麻薬業務所	所在地	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1 - 6 - 1 7		
	名 称	丸千薬局	薬局の許可証の有効期間始期を記入してください。	
許可又は免許の番号		第XXXXXXXXXX号	許可又は免許年月日	令和 3 年 1 月 1 日
申請者（法人にあつては その役員を含む。）の 欠格条項	(1) 法第51条第 1 項の規定により免許を取消されたこと。			全員無し
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。 該当有の場合は 別途ご連絡ください。			全員無し
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			全員無し
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。			全員無し
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。			全員無し
備 考		構造設備変更なし 前回申請時に提出したものと変更がない場合に記入してください。		
		診断書の原本は、○月○日に提出した下記店舗の申請書に添付 店舗名称：○○薬局 ○○店 店舗所在地：千代田区○○… 同一時期に千代田区内の複数の薬局で申請を行い、診断書の添付を省略する際に記入してください。		
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
年 月 日		申請手続きをされる際に窓口で記入ください。		
住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 千代田区九段南 1-6-17		開設者住所・氏名を記入してください。 （法人の場合は名称及び代表者の役職・氏名）		
氏 名（法人にあつては、名称） 株式会社丸千薬局 代表取締役 東 京 一郎				
千代田区千代田保健所長 殿				

麻薬小売業の業務を行う役員の届出について

麻薬及び向精神薬取締法では申請者が法人であるときは、その「業務を行う役員」を届け出なければなりません。

法人の役員が複数おり、業務ごとに担当役員を定めている場合は、麻薬及び向精神薬取締法に関する業務を行う担当役員を画定(限定)することができます。

その場合、各役員の担当業務を明示した組織図又は業務分掌表の添付が必要です。

<組織図又は業務分掌表の作成例>(用紙は A4判で作成してください。)

◆記載例1 組織図タイプ

株式会社丸千薬局の役員業務分掌表	
東京太郎(代表取締役 会長)	東京花子(取締役・販売営業担当)
東京一郎(代表取締役 社長)	東京次郎(取締役・総務・人事担当)
	大阪三郎(取締役・関西地区担当)
	江戸四郎(非常勤取締役)

☐ 内が麻薬小売業の業務を行う役員であることを証明する。

年 月 日
東京都千代田区九段南1-6-17
株式会社丸千薬局 代表取締役 東京 一郎

◆記載例2 表タイプ

株式会社丸千薬局の役員業務分掌表		
	氏 名	業務内容
◎	東京太郎	代表取締役 会長
◎	東京一郎	代表取締役 社長
◎	東京花子	取締役 販売営業担当
	東京次郎	取締役 総務・人事担当
	大阪三郎	取締役 関西地区担当
	江戸四郎	取締役 非常勤

◎の者が麻薬小売業の業務を行う役員であることを証明する。

年 月 日
東京都千代田区九段南1-6-17
株式会社丸千薬局 代表取締役 東京 一郎

<注意> 役員名は申請・届出時におけるすべての役員(監査役を除く)を記載して下さい。

《参考》法人の業務を行う役員の範囲は、旧厚生省薬務局企画・審査課長連名通知で、次のように示されています。

【法人の業務を行う役員の範囲】

- ・株式会社及び有限会社の場合：代表取締役及び当該許可業態に係る業務を担当する取締役
- ・合名会社の場合：定款に定めがないときは社員全員
- ・合資会社の場合：定款に定めがないときは無限責任社員全員
- ・民法法人・協同組合等の場合：理事全員(ただし、業務を担当しない理事を除く。)
- ・外国会社の場合：日本における代表者(商法第 479 条にいう代表者)